

大井九条の会

大井九条の会
事務局連絡先
83-2358 二上

9月18日の定例会では

心の時代・はだしのゲンを視聴し、8月26日集いの反省をしました。11月行事は紙芝居「はだしのゲン」の上演と決めその詳細を検討しました。

日本国憲法 第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

次回定例会

- ・10月7日(土) 9時30分
- ・生涯学習センター第4会議室

平和への思いを語る会

～紙芝居「はだしのゲン」を
大スクリーンで～

I 部 紙芝居「はだしのゲン」上演
(作・文 中沢啓治)

II 部 平和への思いを語る
グループごとに
話し合ってください

日時：2023年11月25日(土)
14:00～16:00

場所：生涯学習センター2階
参加費：無料

「お願いばかりじゃなくて、自助で何とかできること、まだあるでしょ？」
という指摘を受けて

基本的な人権の尊重とは、人が生まれながらにして持つ人間らしく生きる権利を尊重することです。憲法にも「侵すことのできない永久の権利」とあります。当たり前のことのようにですが、現実社会では、そうではない場面に少なからず遭遇します。

聴覚に障がいがある場合、手話でのやり取りが必要ですが、どこに行っても手話が通じるとい環境はまだまだ整っていないと言えません。本町の行政窓口にも手話通訳者はいませんので、筆談とジェスチャーでやり取りするしかありません。

ある弁論大会で、全盲の高校生が、ひとりで通学したいと希望し、叶ってよかったこととして、友だちと一緒に帰れる、親に言えない秘密ごとを話せるようになったことだと述べていました。大人目線の支援策では、子どもたちの人権を尊重するには不十分だと気づかされた瞬間でした。

学校に行けない、行かない児童生徒は年々増加していますが、その子どもたちの学ぶ権利は保障されているでしょうか。実際は、オンライン授業なども浸透はしておらず、公的支援は乏しいのが実情です。

離婚後のひとり親世帯、特に母子家庭の経済的困窮状態は深刻です。貧困状態に陥る理由は様々ですが、子どもをひとりで育てながら正社員での雇用は厳しく、非正規雇用



基本的な人権の尊重を訴える人たちに對する風当たりが、ここまで強いのはなぜなのか。

北欧の教育は世界一との定評がありますが、このようにことを学びます。「社会を変えたいと思ったときに起こす具体的な行動」①地域の議員に相談する②デモに参加する③署名を集めて要望書を提出する、このような内容だったと記憶しています。こんなにも具体的な内容を、子ども時代に、学校で学んでいるということに大きな衝撃を受けた。北欧に、真の民主主義が浸透しているのは、このような背景によるものなのでしょう。

このような土台がある社会で声をあげれば、浮かない、煙たがれない、不当な扱いも当然受けけない、それが「世間の当たり前」だからです。一方、ここ日本で、権利を主張する人、声をあげる人への風当たりが強いのは、それが「世間の当たり前」だとされる土台がないからです。耳が聴こえないから手話でやり取りしたい、目が見えないけどひとりで通学したい、学校に行けないけど勉強したい、養育費をきちんともらいたい、これらすべては人間らしく生きるための権利の主張であり「お願い」とは全くの別物です。

わがままではありません、遠慮がちに生きる必要はありません、堂々と声をあげていいしあげなくてはいいけません、あなたの声はあなただけのものではない、あなたの声であなと同じ境遇にあるあの人を救われているはずだから、声をあげることを諦めずに続けていきましょう。

重田 有紀